第百十九条の三第十四項第一号ロ中「第十項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、同号ハ中「同項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、「第十一項」を「同項」に改め、同項第二号ロ中「第十項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、同号ハ中「同項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、「第十一項」を「同項」に改め、同条第十五項第一号中「第十項第二号ハ」の下に「又は第十一項第二号ロ」を加え、「同号ハ」を「これらの規定」に改める。

第百二十三条の二中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

第百二十三条の八第二項第二号中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改める。

第百三十九条の十第二項第一号ロ中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改め、同項第二号ロ中「第四十二条の十二の五（」の下に「同条第一項又は第二項にあつては、」を加える。

第百四十一条第二項に次の一号を加える。

五　法第八十二条第三十一号（定義）に規定する自国内最低課税額に係る税

第百四十一条第三項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税

五　第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税

第百四十五条の十五第三項第一号ハ中「ツまで」を「ネまで」に、「同号カ」を「同号ヨ」に改める。

第百五十五条の四第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（定義）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第八十二条第二号イ（定義）に規定する政令で定めるものは、国等（同号イに規定する国等をいう。以下この項において同じ。）がその持分の全部を直接又は間接に有する会社等であつて、国等の資産を運用することを主たる目的とし、かつ、第百五十五条の十一第一項第二号から第四号まで（除外会社等の範囲）に掲げる要件を満たすものとする。

第百五十五条の五第二号中「第八十二条の二第十一項」を「第八十二条の二第十四項」に改める。

第百五十五条の十八第一項第二号ヨを同号タとし、同号トからカまでを同号チからヨまでとし、同号への次に次のように加える。

ト　第百五十五条の二十四の二第六項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定

第百五十五条の十八第二項第十二号中「及び次項第十一号」及び「及び同項第十一号」を削り、「同号」を「次項第十一号」に、「）で」を「）又は適格適用者変更税額控除額（国又は地域の租税に関する法令において、税額控除を受けることができる者と他の者との間の取引に基づき、当該税額控除を受けることができる者がその税額控除を受けることができる金額の全部又は一部につきその適用を受けることができないこととなることにより、当該適用を受けることができないこととなる金額に相当する額につき当該他の者が税額控除を受けることが認められる税額控除の額として財務省令で定める金額をいう。同号において同じ。）で」に改め、同条第三項第十一号中「非適格給付付き税額控除額（国等から受ける給付付き税額控除の額のうち、適格給付付き税額控除額以外のものをいう。）」を「税額控除の額（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除く。）」に改める。

第百五十五条の二十四の次に次の一条を加える。

（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

**第百五十五条の二十四の二**　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（構成会社等及び当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等の個別計算所得等の金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該構成会社等の当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算における当該構成会社等が有する所有持分に係る第百五十五条の十八第二項及び第三項（個別計算所得等の金額の計算）の規定の適用については、同条第二項第二号中「含む」とあるのは「含むものとし、当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く」と、同項第三号中「額で」とあるのは「額（構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を除く。）で」と、同項第四号中「額で」とあるのは「額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」と、同項第三号中「金額で」とあるのは「金額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」と、同項第五号中「額で」とあるのは「額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」とする。

2　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）における当該対象会計年度以後の各対象会計年度の前項の所有持分に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、同項の規定は、適用しない。ただし、過去対象会計年度において同項の規定により読み替えて適用される第百五十五条の十八第二項第二号又は第三号に規定する財務省令で定める金額として同項に規定する加算調整額から除かれた金額がある場合には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度の当該除かれた金額に係る所有持分に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、この限りでない。

3　第一項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

4　第二項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

5　法第八十二条の二第三項（国際最低課税額）の規定は、第一項の所在地国を所在地国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の二十四の二第一項から第四項まで（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）」と読み替えるものとする。

6　法第八十二条の二第五項の規定及び第一項から第四項までの規定は、共同支配会社等の共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、同条第五項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは「法人税法施行令第百五十五条の二十四の二第六項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）において準用する同条第一項から第四項まで」と、第一項中「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の十八第二項及び第三項」とあるのは「第百五十五条の十八第四項」と、「計算）」とあるのは「計算）において準用する同条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第百五十五条の二十五第一項第一号イ中「前条第一項」を「第百五十五条の二十四第一項（資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第百五十五条の二十四第一項」に、「前条第七項」を「第百五十五条の二十四第七項」と、「特例）」とあるのは「特例）」に改める。